

徳島県主要農産物の施肥・防除基準（徳島県慣行レベル）の策定に関する方針

1 策定方針

本県の慣行的に行われている施肥・防除基準（以下「慣行レベル」という。）を策定し、消費者等への客観性をより高めるとともに、環境に優しい農業の取り組みを推進する。

2 定義

この方針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ別の号に定めるところによる。
特別栽培農産物、慣行レベル、化学合成農薬、節減対象農薬及び化学肥料は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日食流第3889号、平成19年3月23日改正。以下「ガイドライン」という。)の第3のとおりとする。

3 適用

この慣行レベルは、ガイドラインに基づき栽培される本県の特別栽培農産物及び環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定において、化学肥料及び節減対象農薬の節減割合の比較基準とする。

4 策定及び見直し

策定及び見直しは、徳島県持続的農業推進協議会において行う。

慣行レベルは、策定時点のものとし、施肥や防除に関する関係法令や栽培状況等の動向に併せて適宜見直すこととする。

5 慣行レベルの考え方

1) 作物名

作物名は、一般的な作物名とし、品種の限定がある場合は追記する。

2) 作型

作型は、各作物ごとの一般的な作型とする。

3) 栽培期間

- ① 1年生の作物については、前作の作物が収穫された時点から当該農産物の収穫・調整までの期間とする。
- ② 収穫期間が長期にわたり、生産過程等の間に何度も収穫・出荷する農作物（きゅうり・トマト等）の場合、前作の収穫終了直後から当該作における最後の収穫までの期間とする。
- ③ 果樹については、収穫を起点に年間の栽培管理が一巡する期間とする。
- ④ 作物、作型により限定がある場合は、必要事項を追記する。

4) 肥料関係

- ① 化学肥料の窒素分量は、栽培期間中に使用する化学肥料（肥料の形態は問わない）のうち、窒素成分の合計量とする。
- ② 窒素分量は、肥料の保証成分で算出し、肥料の一部に有機質肥料が含まれる場合は、当該肥料を有機（有機質肥料）と無機（化学肥料）に分け、化学肥料の保証成分で算出する。
- ③ 肥料の種類や形態等について限定がある場合は、必要事項を追記する。

5) 農薬関係

- ① 節減対象農薬の使用回数は、栽培期間中に使用された農薬のうち、節減対象農薬の有効成分の使用回数の合計とする。なお、購入種子や購入苗に用いられた節減対象農薬に

についても、使用回数に含む。

- ② 野菜の接ぎ木苗の場合、接ぎ木後は台木は生育を終了させたものとして扱い、穂木と接ぎ木苗に使用した成分回数とする。
- ③ 栄養繁殖の農作物（いちご・さつまいも等）については、収穫物を得るための苗等を親個体から切り離れた時点から、総使用回数をカウントする。
- ④ 自然物由来の農薬（天然物質から抽出され、製造段階で化学合成過程がないものに限る）については、化学合成農薬には該当しない。
- ⑤ 節減対象農薬は、化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬【有機農産物JAS規格別表2の農薬】を除く。
- ⑥ 節減対象農薬と自然物由来農薬の混合剤については、節減対象農薬のみの有効成分数の合計とする。
- ⑦ 特定防除資材、性フェロモン等誘引剤、天敵等生物農薬、展着剤については、節減対象農薬に該当しない。
- ⑧ 植物生育調節剤の使用について収穫物毎に使用する場合は、当該農産物が収穫されるまでに使用した有効成分数の回数とする。（例：トマトにおけるトマトトーンの処理は1花当たりの処理回数）

6 各品目の慣行レベルは別表のとおりとする。

7 経過措置

ガイドライン及び徳島県エコファーマーマーク制定要領に基づく表示を行う場合、本方針の施行時に既に栽培が開始又は準備されている1年生作物は、今回栽培期間終了後、次の栽培から適用する。また、本方針の施行時に収穫中か1年以内に収穫される永年作物は、該当する収穫が終了した後の栽培について適用する。

附則

- 1 この方針は平成21年12月14日から施行する。
- 2 平成22年3月29日一部改正
- 3 平成22年8月31日一部改正
- 4 平成23年3月17日一部改正
- 5 平成24年3月14日一部改正
- 6 平成25年3月 1日一部改正
- 7 平成26年3月10日一部改正
- 8 平成28年3月24日一部改正
- 9 平成29年3月24日一部改正
- 10 平成30年3月29日一部改正
- 11 令和元年5月1日一部改正
- 12 令和4年6月16日一部改正
- 13 令和5年6月1日一部改正
- 14 令和6年3月1日一部改正
- 15 令和7年3月7日一部改正
- 16 令和8年3月30日一部改正